

行方不明の概念をどのように位置づけるべきか

—— 近年の行方不明研究の動向とその論点の整理を中心に ——

中 森 弘 樹

1 はじめに

近年、日本の「蒸発」が、アメリカやイギリスでにわかに注目を集めている。たとえば、アメリカのニュースサイトである「TIME」には、「蒸発」を取材した記事である“Do Stressed-Out Japanese Really Stage Elaborate Disappearances? On the Trail of the Johatsu or ‘Evaporated People’” (<http://time.com/4646293/japan-missing-people-johatsu-evaporated/>) が掲載されているし、イギリスのケーブルテレビ放送局である National Geographic TV では、“JAPAN’S EVAPORATED PEOPLE” と題されたドキュメンタリー番組が製作され、2017 年の 8 月より放映されている。

ここで言うところの「蒸発」とは、人が唐突に家族らの前から姿を消してしまうことを意味する、かつての日本で用いられていた比喩的な表現である。なぜ、日本のそのような種類の「行方不明」が、「蒸発」として、アメリカやイギリスで注目を集めたのか。その直接の契機となったのは、Léna Mauger et Stéphane Remael (2014=2016) による、*Les évaporés du Japon* という本がフランスで出版されたこと、さらにその英訳版である *The Vanished Man: The “Evaporated People” of Japan in Stories and Photographs* が大きな反響を呼んだことであつたと考えられる。同書は、日本の「蒸発」を主題としたノンフィクションおよび写真集で、Mauger と Remael が日本の「蒸発」経験者や「蒸発」によって残された家族たちを訪ねて回った記録が書かれている。

同書には、日本の当事者たちの貴重な証言が収録されているものの、明らかにすぐに指摘できるような、日本の現状に対する誤解も散見される¹⁾。が、それはさておき、ここで注目すべきは、もはや日本では「死語」になりつつある「蒸発」という用語が、今になって海外で「再発見」されたという点であろう²⁾。なぜ現在の英米圏のマスメディアにおいて、日本の「蒸発」が関心の対象となるのか。この事実自体が、一つの探求すべき社会現象だといえるかもしれない。

ところで、このような現代における行方不明に対する関心の高まりは、マスメディアのみならず、学問の世界においても見られる。たとえば、日本国内では近年、認知症を抱える高齢者の行方不明に関する研究が盛んに行われている。また、海外においても、2016 年以降、Stephen J. Morewitz and Caroline S. Colls eds. (2016) や Derek Congram ed. (2016)、Karen S. Greene and Llian Alys eds. (2017) といった、行方不明者研究の手引き (handbook) となるよう編集された論文集が相次いで出版されている。これらの行方不明に関する最新の研究動向については本稿で

後述するが、警察庁生活安全局生活安全企画課（2017）の「行方不明者の状況」資料によると、現在でも日本国内で年間8万件以上の「行方不明者届書」が出されていることを踏まえると、行方不明に関する研究が行われることは大いに意味があるといえよう。

ただし、ここで注意すべきは、行方不明と類似の概念を用いて行われている、他の研究の存在である。行方不明という概念が指し示す事態——ここでは暫定的に「人の行方が分からなくなり、連絡も取れない状況になること」としておく——についての研究は、これまで行われていなかったわけではない。たとえば日本国内では、かつて社会病理学において、「家出」を主題とした研究が行われていたし、それより派生した「蒸発」の研究も存在する。また、最近では、中森弘樹（2017）によって、「失踪」の概念を主題とした研究も行われている。このような状況を踏まえると、用語の混乱を避ける意味でも、過去の研究との接続を図る意味でも、一度、行方不明および関連する用語群の概念的な整理を行っておくのが望ましいのではないか。

そこで、本稿では、行方不明の概念の用法を考察し、関連概念との研究上の区別を提案することを試みる。ただし、その際の作業は、単に辞書的に「行方不明」や「家出」の意味を検索し、定義することに止まるべきではないだろう。というのも、行方不明の研究は現在まさに立ち上がりつつある途上にあり、その概念もこれから練り上げられてゆくことが想定されるからである。また、後述するように、行方不明の研究は社会科学に止まらず、多岐にわたる学問分野で行われているので、各分野で共通の定義を一義に定めるのは無理があるはずである。

よって、本稿では、主に社会科学において、行方不明が研究の主題として標榜される際に、「どのような論点」に基づいて、「何」あるいは「誰」に対して、「どのような手法で」研究が行われているのかを整理し、さらに家出など他の概念を用いた研究の論点や内容と比較する。そのようにして、行方不明および関連概念が研究上どのように用いられてきたのかを明らかにすることで、それに基づく諸概念の実践的な使い分けの提案が可能になるだろう。それゆえ、本稿の主な課題は、特に社会科学を中心とした、行方不明に関する国内外の研究動向を整理することになる。

2 家出の研究

2-1 日本国内の警察における扱い

学術的な議論を参照する前に、まずは、日本における行方不明と家出の一般的な定義を確認しておこう。

日本で家族や親密な関係にある人間との連絡が取れなくなった場合、残された人間が彼／彼女たちの搜索を望む場合、警察に届出を出すことが一般的である。この届出は、「行方不明者届書」という名称であり、届出が受理された人物は行方不明者として警察に認知される。国家公安委員会（2009）によれば、行方不明者は「生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、第6条第1項の規定により届出がなされたもの」として定義されている。

以上の行方不明者と行方不明者届出書は、かつては「家出人」と「搜索願」という名称であったが、国家公安委員会（2009）によって、2010 年より現在の形に変更・統一されたという経緯がある。その理由は、難波正樹によって、以下のように説明されている。

警察が取扱う行方不明者は、自発的に家を出たいいわゆる家出人のみならず、誘拐等の犯罪や事故等に巻き込まれているなど、自らの意思に基づかずに生活の本拠を離れその行方が明らかでない者も含まれているが、要綱においてはこれらをまとめて「家出人」と呼称していたところ、「家出」という用語には自らの意思で家を出るという語感があり、自らの意思に基づかずに行方不明となった者を表す用語として必ずしも適当とは言えないことから、規制制定に当たり「行方不明者」という用語に改められている。（難波 2010: 69）

上の難波の説明から、警察においては、「家出人」と「行方不明者」の用語は基本的には互換的な用語として用いられているが、しかし前者には自らの意思に基づいて家を出た者という意味合いが強く、後者の場合は自らの意思に基づかずに行方不明になった者のことも想起しやすいという一般的なイメージの違いを見て取ることができるだろう。

2-2 社会病理学における家出

では、学術研究では、家出の概念の用法と行方不明の概念の用法は、どのように異なっているのだろうか。本稿が主に検討の対象とするのは行方不明の概念と、それを用いた研究なのだが、しかし時系列的には、家出の概念を用いる研究は行方不明の研究よりも古くから行われている。よって、本章では比較のために、まずは家出の学術研究の論点をごく簡単に見ておこう。

日本国内において、伝統的に家出の研究を行ってきたのは、社会学の一分野である社会病理学であった。同分野では、「家出」は「家族成員が自己の所属する家族の日常生活から一時的にあるいは永続的に離脱する行為」（米川 1978: 99）として定義され、その原因が分析されている。

中でも、1970 年代に積極的かつ網羅的に家出の研究を行っていたのは、星野周弘である。たとえば、星野（1973a）は、家出の原因を「家族解体の諸要因」「地域社会の文化的要因」「職場・教育の病理」「情緒的要求」「精神異常・疾病」の五種類に類型化したうえで、警察の「搜索願」の受理件数データから、家出の実態の量的な分析を行っている。その結果、少年の家出には、学校・職場・社会生活への不適応現象が伴っており、それらからの逃避や試行錯誤、あるいは短絡的な快楽追及が多いのに対して、成人の家出には、夫婦関係を中心とした、家族間の問題からの逃避が原因であるケースが多いという傾向が明らかにされている。

さらに、星野（1973b）は家出に加えて、当時マスメディアで盛んに取り上げられていた「蒸発」を主題とした研究も行っている。星野は「蒸発」を、行方不明とほぼ同義の概念として捉えており、「蒸発」には家出以外にも、殺害や事故死、誘拐・監禁などを原因とするものが含まれるとしている。この点から、星野にとっては、家出は行方不明の原因の一種であり、主に家出人

の意思によって引き起こされる現象であるのに対して、行方不明は行方不明者の意思によらない原因によっても生じる現象として実質的に区別されていることが見て取れる。この区別は、行方不明は人が家族から離脱する現象を意味するのに対して、家出は人が家族から離脱する行為を意味すると言い換えても良いだろう³⁾。また、星野は他にも、家出人の家族の傾向を分析し、どのような特徴を持った家族に家出が生じやすいかを量的に分析した研究（星野 1974c）や、成人の家出中に生じる犯罪被害や変死について量的に分析した研究（星野 1974d）など、家出に関する種々の統計データを用いた多様な研究を行っているが、それらの研究でも基本的に上記の家出と行方不明の区別は維持されているように見える⁴⁾。

2-3 近年の家出研究

前節で見たように、社会学における家出の研究は、1970年代に星野を中心として行われていた。1990年代以降になると、家出や「蒸発」を主題として標榜する社会学の研究は、山手茂・細井洋子（1993）を最後に発表されていない。ただし、これは、家出の概念に対応する行為——家族からの一時的あるいは永続的な離脱行為——に対する研究がなされなくなったということの意味するわけではない。たとえば、ホームレス化の動機や過程に言及する渡辺芳（2010）や丸山里美（2013）の研究は、その対象に、家出に対応する行為を含むものであるともいえる。この点を踏まえると、研究上における家出の概念は、その原因や実態に即した、より詳細な概念——「ホームレス」や「ネットカフェ生活」——へと置き換わったと見ることもできるだろう。

このような日本国内の研究状況に対して、海外では家出（runaway）の概念を用いた研究が現在まで継続して行われている。とりわけ近年のアメリカでは、家出（runaway）と若年ホームレス（Homeless youth）の問題は合わせて扱われる傾向があり、それゆえ少年や若者の「家出」を主題とした新しい研究が多く存在する。また、家出（runaway）の研究では、家出のリスク要因を統計的に分析した Les B. Whitbeck and Dan R. Hoyt（1999）のような量的な手法を用いた研究のみならず、フィールドワークやインタビューに基づく質的な手法を用いた研究が存在することも特徴である。

たとえば、Laurie Schaffner（1999）は、家出した少年たちの語りを分析することで、家出の動機が、若者の社会における位置付けにどのように影響されているのかを明らかにしている。Schaffner によれば、インタビューで明らかになったのは、家出をする若者たちが、彼らが生きている支配構造の多くは不正義で、不公平で、過度に独断的なものであるという印象を持っているという点である。若者たちは、家族や学校の期待に沿おうと奮闘するが、その過程で生じる怒りや失望、憤りといった感情的なストレスが、彼／彼女らを家出へと駆り立てている。家族において無力な位置に置かれている家出人にとっては、この怒りの感情は「不服従」の証であり、家出はそのような問題を解決するための唯一かつ最良の解決策になってしまっているという。Schaffner は、少年たちの家出を自身の意思による能動的な行為であるとみなしつつも、同時に、そのような意思を生じさせる感情は社会構造によって規定されているという立場を取っていると

いえるだろう。

3 行方不明の研究

以上のような国内外の家出研究の論点を踏まえたうえで、行方不明の研究の論点を整理してゆきたい。まずは、日本国内における行方不明を主題とする研究を確認しておこう。

3-1 日本国内の行方不明研究

日本国内の行方不明を主題とした研究は、分析の対象となる行方不明の種類によって、大別すると以下の三パターンから成っている。

論文の検索エンジンである CiNii で検索を行ったところ、タイトルに行方不明を含み、かつ研究論文としてみなすことができる最も古い論考は、「災害者における死者・行方不明者に対する搜索活動上の問題点」と題された飯島好三（1974）である。飯島の論考のように、災害によって発生した行方不明を主題とし、搜索方法や行方不明の防止に関わる課題を考察する論文は、2004年のスマトラ沖大地震や2008年の岩手・宮城内陸地震、そして2011年の東日本大震災のような大規模な自然災害が生じるごとに、発表されている。これらの災害による行方不明の研究は、当然のことながら、人文・社会科学とは異なる分野からも行われている。たとえば東日本大震災の行方不明者捜査に関する研究としては、地中レーダによる行方不明者および遺留品探査の結果を報告した園田潤（2013）や、歯科医師による歯科所見を用いた行方不明者の身元確認作業の、現状と課題および展望について整理している鈴木敏彦（2015）の論文を挙げることができる。また、東日本大震災の津波被害で生じた行方不明によって、「曖昧な喪失」を抱えることになった行方不明者の家族に対する支援のあり方を考察する瀬藤乃理子ほか（2015）の研究も存在する。

次に、ここ数年で増加しているのは、高齢者の認知症による徘徊から生じる行方不明を対象とする研究である。この点に関して、警察庁より年度毎に発表される「行方不明者の状況」資料の、原因・動機別の「行方不明」件数の集計結果には、2012年度以来、新たに「認知症」のカテゴリーが追加されている。以上を踏まえると、このタイプの研究の増加も、認知症による高齢者の行方不明が社会問題化したことに応じた動向だといえるだろう。このタイプの研究としては、認知症の徘徊による行方不明者の状況や死亡した場合の死因を家族への質問紙調査によって量的に分析した菊地和則ほか（2016a、2017b）のように、認知症による行方不明の実態を明らかにする研究を挙げることができる。加えて、高齢者の徘徊による行方不明を経験した家族への聞き取り調査から、家族たちの精神的苦痛と経済的困窮について検討した横瀬利枝子（2015）や、SOSネットワークと高齢者見守り活動の違いについて、全国115団体の比較を通して分析した黄嘉倫（2016）も存在する。このように、行方不明者本人だけではなく、家族や支援者など、行方不明を取り巻く者も研究の対象となっている点は、災害の行方不明の研究の場合と同様であるといえよう。

最後に、公的な統計や調査によって把握された行方不明、あるいは逆に戸籍などの公文書に登録されないことによって把握される行方不明を対象とする研究を挙げることができる。たとえば鬼頭宏（1986）は、18世紀の京都の町触における記載を集計し、当時の迷子および行方不明の実態と人口の変動との関連——人口増加の停滞を達成する手段の一つとして「捨子」があった——を論じている。また、保坂亨（2013）は、学校基本調査の「1年以上居所不明児童生徒数」によって集計されるような、公的機関によって所在が把握されていないという意味での行方不明の子どもに関して、その実態の仮説的な類型化を試みている。これらの研究は、対象となる行方不明を特定の種類に限定せずに、その諸種の原因を量的データより類型化・分析しているという点では、2-2において参照した、家出の原因に関する研究と同様の方法をとっている。ただし、それらの行方不明の研究において主に照準されているのは、家出の研究の場合のように本人の意思による家族からの離脱行為ではなく、捨て子や、保護者の虐待や不届による不登校および戸籍など公文書への記載漏れのように、行方不明者本人の意思とは無関係に生じる受動的な事態である。この点に関しては、災害によって生じる行方不明や、認知症による徘徊によって生じる行方不明の場合も同様であり——もっとも、認知症を抱えた高齢者の徘徊が、本当に高齢者の意思とは無関係に生じているのかについては議論の余地があるだろうが——、学術研究における行方不明の概念は、少なくとも本人の意思に基づく能動的な離脱行為のみならず、本人が受動的に巻き込まれることで生じる事態も広く含むものとして用いられているといえるだろう。

3-2 海外の行方不明研究

では、そのような国内の行方不明概念の用法の傾向は、海外の行方不明者（missing person）の研究においても当てはまるのだろうか。この点について確認するために、本節では、先述した三点の論文集、すなわち Morewitz and Colls eds. (2016) と Congram ed. (2016)、そして Greene and Alys eds. (2017) の内容を概観する。三点の論文集は、いずれも各分野における最新の行方不明者の研究の成果を紹介する論文を多数収録している。よって、特に英語圏およびヨーロッパの行方不明研究の論点を知るには、それらは最適なテキストとなるだろう。

3-2-1 テキストの概要

まずは、三点のテキストのそれぞれの特徴を確認しておこう。三点はいずれも、ほぼ同時期に、新しい分野である行方不明者研究の専門家および実践家向けの基本書という位置づけで刊行されている。また、それらは、後述するように、自然科学と社会科学の垣根を越えた、多様な学問分野の論文を収録しているという点でも共通している。しかし、それぞれの性格や、対象とする行方不明の種類に関しては、異なる点もある。

Missing Persons: A Handbook of Research と題された Greene and Alys eds. (2017) は、主にイギリスで生じている行方不明の現状と対策を分析する 21 本の論考を収録しており、「行方不明の子ども」「行方不明の大人」「行方不明者事件の捜査」「行方不明者の家族」の四部構成から成って

いる。同書では、「行方不明者」は「所在が不明であり、かつ健康と安全が憂慮される個人」として定義されており、三点の論文集の中でも最も広範な種類の行方不明が取り上げられている。その内容は、大規模な災害による行方不明から、ミクロな原因——たとえば性的搾取や家出、人身売買など——によって生じる行方不明まで多岐にわたっている。

Missing Persons: Multidisciplinary Perspectives the Disappeared と題された Congram ed. (2016) には、カナダ国内および他国の行方不明に関して、歴史学者や自然人類学者、心理学者など各分野の世界中の専門家が執筆した、14本の論考が収録されている。同書は、「Ⅰ部 背景と視座」と「Ⅱ部 行方不明者の発見と身元確認に用いられる方法」の二部から成っており、前半に行方不明とそれを捉える視座を紹介する論文が収録されており、後半で行方不明者の捜査方法を主題とする論文が収録されているという点は、Greene and Alys eds. (2017) と概ね同様の構成だといえる。ただし、Greene and Alys eds. (2017) では家族や個人的な問題から生じる事態を含んだ多種多様な行方不明が研究の対象となっていたのに対して、同書の主な対象は、戦争や紛争地帯、政治事件、あるいは誘拐や殺人で生じる行方不明となっている。Congram (2016: 10) によれば、同書では主に、何らかの犯罪行為の結果として生じた行方不明者に焦点を当てているとのことである。

Handbook of Missing Persons と題された Morewitz and Colls eds. (2016) には、ヨーロッパを中心とした世界中の学術研究者による、行方不明者およびその捜査に関する34の論考が収録されている。上の二点と同様、同書の各論考においても、人文・社会科学や自然科学あるいは倫理的問題の観点から、行方不明者の問題が考察されている。ただし、同書が特徴的であるのは、上の二点よりも、法科学 (forensic science) の論考が多く収録されているという点である⁹⁾。そのため、同書では、自然科学が行方不明者の捜査にいかに関与するかという問いがより前景化しており、法科学の各種の知見の、捜査に対する長所と短所に多くの紙幅が割かれている。

3-2-2 研究の対象となる行方不明者

それでは、上の三点のテキストから、英語圏ならびにヨーロッパにおける行方不明者研究の論点を整理しておこう。

まずは、行方不明者という概念が使用される際に、どのような事態が行方不明として想定されているのか、すなわち、「何」が研究の対象となっているのかを見ておこう。3-1で述べたように、日本国内で行方不明として具体的に研究の対象となっているのは、災害によって生じる行方不明と、認知症による徘徊で生じる行方不明の主に2パターンであった。それに対して、三点のテキストには、認知症と災害の他にも、子どもの養護施設からの家出・性的搾取・難民申請と人身売買・精神疾患・強制結婚・戦争や内戦・政権による虐殺・殺人被害など、様々な「行方不明」を対象とした論考が収録されている。

たとえば、子どもの性的搾取と行方不明の関連について分析した Nicola Sharp-Jeffs (2017) は、行方不明が子どもの性的搾取の原因になる側面（若い家出人は性的搾取に遭うリスクが高い）と、

結果になる側面（性的搾取によって「行方不明」が生じる）の両面が存在することを指摘している。また、大人の難民申請ならびに人身売買と行方不明との関連を分析した Patricia Hynes (2017) によれば、難民申請者 (asylum seeker) や人身売買の被害者は本国への送還を避けるために、当局からの監視を逃れようと行方不明になり続ける傾向があるが、彼／彼女らが行方不明者となる原因には不明な点も多いという。このような難民申請や人身売買、あるいは Sharp-Jeffs (2017b) によって行方不明との関連が分析されている強制結婚 (forced marriage) の問題は、日本国内では一般的な認知度が低いために、行方不明との関係も研究の対象にはなりづらいということが想定される。

以上のようなテキストで扱われている行方不明を原因別に俯瞰すると、行方不明の概念が用いられる際は、国内の行方不明研究の場合と同様に、行方不明者本人の意思によらない事態が研究の対象となる場合が多いことが分かるだろう。実際に、Congram (2016: 2) は、行方不明者 (missing person) という言葉が幅広い含意を持つことを指摘しつつも、「行方不明になる (missing)」という言葉には、「ある人間の意志に反した強制力の結果として生じた不在」という含意があるとも述べている。

その一方で、Morewitz and Colls eds. (2016) には、家出（子どもが親の許可を得ずに家を出て、一晩家の外で過ごすこと）と若年ホームレス（住居の欠如からホームレス化し、家族を欠くこと）の問題に CD（行為障害）や OOD（反抗性挑戦障害）が関わるパターンを検討する Morewitz (2016) や、家出人や若年ホームレスである若い女性の出産と育児の問題について検討する Sanna J. Thompson (2016) が収録されており、同書における行方不明への社会学理論および心理学理論の適用例とされている。また、Greene, Karen S. and Llian Alys eds. (2017) に収録されている Carol Hayden (2017) では、養護施設 (Care) からの行方不明の主要原因として、何らかの動機による子どもの施設からの家出が分析されている。これらの研究を踏まえると、行方不明の概念が、行方不明者本人の意思によって生ずる事態を含む場合もあることが分かるだろう。この場合、家出は、2-2 で見た星野の用法と同様に、行方不明の原因となる「行為」として位置付けられていると見ることもできる。

3-2-3 行方不明研究の学術的視座

次に、3 点のテキストにおいて、行方不明がどのような学術的視座から研究されているのかを概観しておこう。それらの特徴として際立つのは、行方不明研究の学際性であり、いずれのテキストにおいても、行方不明は人文・社会科学と自然科学の両面から研究が行われている。

特に、Morewitz and Colls eds. (2016) では、一冊のテキストのなかに、前項で紹介した Morewitz (2016) や Sanna J. Thompson (2016) のような人文・社会科学的な視座をとっている研究と、行方不明者の捜査のための DNA 鑑定の発展と有効性を紹介した Edna S. M. Iwamura et al. (2016) や、法科学の顔面再現技術が行方不明者の身元確認にいかに関与するかを紹介した Martin P. Evison et al. (2016) の研究、さらには行方不明者の捜査における法医昆虫学——遺体

に群がる昆虫から死亡時の状況を分析する——の発展と可能性を論じた Stefano Vanin (2016) の研究などが、同時に収録されている。このような自然科学と人文・社会科学を幅広く横断する学際性は、Morewitz and Colls eds. (2016) の主題の一つとなっている、法科学の性質によるものでもあるだろう⁶⁾。

ただし、法科学の論考が Morewitz and Colls eds. (2016) ほど多くない他の二点のテキストに関しても、多様な学問分野による論考が収録されている点は変わらない。では、なぜ英語圏やヨーロッパにおける行方不明者の研究では、分野横断的な協業が行われているのだろうか。

この点に関して、示唆的であるのは、Morewitz and Colls (2016) による行方不明者の研究全体の概説である。Morewitz and Colls (2016) によれば、研究者や警察は、徐々に多様な学問分野の理論と方法を使用するようになってきているが、それは行方不明者の危険因子と、最も有効な科学的かつ倫理的な行方不明者の捜査方法を決定するためである。そして、現在では、捜査官たちは行方不明者の研究を一つの独立した学問分野と見るようになってきている。Morewitz and Colls eds. (2016) に収録されている論考の方法や主題がそれぞれ異なるのも、行方不明者の調査が、学際的なアプローチによってどのように恩恵を受けるのかを示すために、意図的にそのようにしているのだという。

以上の Morewitz and Colls (2016) の見解に沿うのであれば、行方不明者の研究が学際的に行われる理由の一つは、行方不明者を搜索し、その問題を解消するという目的を達成するためだといえるだろう。ここから、3点のテキストに共通する、行方不明者を発見しなければならないという強固な前提を見出すことができるのではないだろうか。

また、三点のテキストには、いずれも、先に紹介した Stefano Vanin (2016) のように、遺体や遺骨の身元確認を主題とする論考が収録されている。行方不明者の問題において、遺体の身元確認が重視されるのは、その身元が行方不明者のリストの誰かと一致することで、当該行方不明者が発見されることになるからに他ならない。このように、行方不明者の研究に遺体の身元確認に関する知が接続される点も、研究の目的が行方不明の解消であるという前提を踏まえると、ごく自然な展開だといえよう。

さて、本稿では冒頭で、現在の英米圏のマスメディアにおいて日本の「蒸発」が「再発見」され、関心を集めているという現象を紹介しておいた。この理由の一端も、本節で確認した英語圏およびヨーロッパにおける最新の行方不明者研究の前提によって説明可能であるかもしれない。すなわち、日本の「蒸発」が関心を集めているのは、行方不明の解決を目指すことが自明となっている社会にとって、人がまるで蒸発するかのように家族やコミュニティから突然行方不明になり、しかも、「恥」の感覚から行方不明者が家族や周囲に搜索もされずに放置されているといったように表象された日本の現状が、奇異なものとして映ったからなのではないか、と⁷⁾。もっとも、マスメディアにおける言説の流行と、学問の世界における議論を安易に繋げて論じることに危険が伴うので、以上については、現時点では仮説の範囲に止めておきたい。

3-2-4 「誰」が研究の対象となっているか

最後に、三点のテキストにおいて、行方不明者に関するどのような立場の者が研究の対象となっているのかを簡単に見ておこう。

テキストにおける行方不明者の研究は、人がどのような状況でなぜ行方不明になるのかに応じ、行方不明者の捜査のための方法論を提供することを主な目的としていた。それゆえ、第一に研究の対象となるのは、行方不明者本人ということになる。また、捜査の方法論を検討することは、警察やボランティアの支援者など捜査する主体も議論の範囲に含まれることになる。それらの立場に加えて、いずれのテキストでも研究の対象となっていたのは、行方不明者の家族の立場であった。

では、なぜ行方不明者の問題において、行方不明者の家族が、重要な研究の対象とされるのだろうか。その最たる理由は、行方不明者の家族が抱える特殊な苦しみにある。行方不明者の家族の心理的な問題を取り上げている Vedrana Mladina (2016) や Lucy Holmes (2016)、Jo Youle and Helen Alves (2017) によれば、家族たちは行方不明者の所在や安否が不明であるために、死別のような喪の過程を進めることができず、また葬儀を挙げることもできない。それゆえ、行方不明者に対する憂慮や失望が長期にわたり持続することになる。なお、上記の論考が依拠している Pauline Boss の「曖昧な喪失」の理論は、日本でも東日本大震災の行方不明者家族の分析などで用いられたことで、幅広く知られている。さらに、行方不明者の死亡推定 (presumption of death) と後見 (guardianship) について取り上げている Holly Towell (2017) によれば、行方不明者の家族は上述の心理的なストレスに加えて、行方不明者の財産の管理・保護や処理などの問題をめぐるストレスに晒されるという。これらの困難に対する制度的な解決策として、行方不明者に対する死亡の宣告や、行方不明者への後見の制度が存在するが、そのあり方は国によって異なっている⁸⁾。

また、Holmes (2016) によれば、行方不明者や行方不明の定義は、本質的に行方不明者を認知る側の者と結びついている。人が「行方不明者」として報告され、捜査されるためには、誰かがその人物を「行方不明」であると定義しなければならない。それゆえ、残された者が行方不明によって受ける影響は、行方不明という出来事に対して重要な意味を持つのだという。以上を踏まえると、行方不明者の家族が行方不明に対してどのように対応するかで、その行方不明の展開や、行方不明者が発見されるか否かも大きく変わることが想定される。このこともまた、行方不明者の問題を扱う上で、行方不明者の家族を研究の対象に含まなければならない理由の一つだといえよう。

4 行方不明の定義を再考する

前章では、日本国内と、海外の行方不明および行方不明者の最新の研究動向について見てきた。家出が主に本人の意思による離脱行為として扱われてきたのに対して、日本国内の行方不明を主

題とした研究では、本人の意思とは無関係に生じる受動的な事態が研究の対象となっていた。この傾向に関しては、概ね海外の行方不明研究においても同様であった。ただし、行方不明の概念は、本人の意思による家出によって生じる事態を含む場合もあった。行方不明の概念は、人の所在が不明になり、安否が懸念される多種多様な事態を包含するものであったといえるだろう。また、行方不明者のみならず、行方不明者の家族もまた研究の対象となっていた点も、国内外の行方不明の研究では共通していた。

さて、本稿の目的は、日本と海外の行方不明の研究の深達度を比較することではなく、学術研究における行方不明の概念の用法を整理することにあった。では、以上の整理を踏まえると、行方不明と家出の概念の使い分けに関して、どのような提案が可能だろうか。以下では、これまでの整理より想定される二つのパターンについて検討しておこう。

4-1 本人の意思の有無に基づく家出／行方不明の区別

まず、これまでの研究の傾向を受けて、家出と行方不明を本人の意思によって区別する用法が考えられる。この場合、家出は本人の意思による離脱行為によって生じる事態で、行方不明は本人の意思によらない離脱によって生じる事態だということになるだろう。たしかに、日本語の一般的なコミュニケーションにおいて、災害や事件・事故に人が巻き込まれることで安否が不明になる事態は、「家出」とは呼ばれない。それは、通常は「行方不明」と呼ばれるはずであり、その意味では、本人の意思の有無によって区別を行うことは理に適っているように見える。また、Holmes (2017) によれば、行方不明者の意図性 (intentionality) がどのように認識されるかは、行方不明者の捜査や、家族の態度に大きな影響を与えるという。この事実もまた、何らかの形で離脱者本人の意思が概念的に区別される必要性を、示唆しているといえよう。

さらに、行方不明の概念によって、本人の意思によらない離脱を焦点化することは、行方不明を社会的排除やマイノリティの問題と接続することにもなるだろう。近年の英米圏やヨーロッパの社会科学における行方不明問題への関心の高まりは、Greene and Alys eds. (2017) で取り上げられている行方不明の種類——難民や強制結婚、性的搾取、人身売買、精神疾患など——からも示唆されるように、社会的排除への関心の高まりとも無関係ではないように思われる⁹⁾。

しかし、家出と行方不明を本人の意思の有無によって区別し、行方不明を本人の意思によらない事態として定義することには、いくつかの無視できない問題が存在する。

まず、Holmes (2017: 72) が指摘するように、個別のケースにおける行方不明者の意図性——ここでは意思と読み替えても問題はないだろう——を判断する際の難しさの問題がある。行方不明という事態の性質上、行方不明者が発見されるまではその原因を直接調べることは不可能なので、行方不明者の意思を立証するためには、何らかの有力な証拠が求められることになる。また、行方不明者が発見されたとしても、たとえば認知症や精神疾患を原因とする家族からの離脱が、本人の意思によるものなのかどうか、という判断には依然として困難がともなうことになるだろう。

次に、こちらがより重要なのだが、3-2-4で述べたように、行方不明とは相対的に定義される概念なのであった。行方不明という出来事は、誰か、あるいは戸籍のような何かによって、人の所在が不明であることが認知されて初めて成立する事態だからである。この点を踏まえて、次のようなケースを考えてみよう。たとえば、ある者が突然、家族の前から姿を消してしまい、家族がそれに気づいたとする。その際に、行方不明という出来事は確かに生起したとみなすのが自然だろう。その後、行方不明者が発見されたことによって、その行方不明が本人の意思によるものだったのか否かが明らかになったとする。このとき、本人の意思による区分を適用すると、行方不明が本人の意思によるものであれば、事態は行方不明から家出へと訂正され、本人の意思によるものでなければ事態は行方不明のままとなるだろう。しかし、そうすると、行方不明者発見前の「行方不明」と、行方不明者発見後の「行方不明」は、指し示す事態の範囲が異なることになるのではないか。すなわち、前者が家出も含む広義の「行方不明」であるのに対して、後者は家出を含まない狭義の「行方不明」であるということになるのだ。同一の用語をさらに広義と狭義に分類することは、煩雑さの観点からも避けるべきであろうし、そもそも前者の「行方不明」と後者の「行方不明」は、別種のカテゴリーだと見るべきではないだろうか。

4-2 原因としての家出／現象としての行方不明

以上を踏まえると、やはり、伝統的に用いられてきたもう片方の区別がより自然だといえるだろう。すなわち、家出を行為として捉え、行方不明にとっては原因の一種であると位置づけるのだ。この場合、家出は、性的搾取・難民申請と人身売買・精神疾患・強制結婚・戦争や内戦・政権による虐殺・殺人被害などと同じく、行方不明の原因の一つということになる。また、行方不明は、それらの多くの原因によって生じる、人の所在が不明になり、その安否が憂慮される現象一般を指すものとする。このように区別することで、これまで見てきた、行方不明を多様な事態を含む概念として用いる研究上の用法とも、整合性が取れるだろう。

加えて、この用法ならば、行方不明者がある人物にとっては行方不明であっても、別の人物にとっては行方不明ではないという事態も説明可能なものとなる。行方不明は現象である以上、ある同一の事態が、行方不明として現れる——すなわち、ある者の所在が不明であることが認知され、その安否が憂慮の対象となる——場合もあれば、そうではない——たとえば所在を知っているので、安否が問題とはならないなど——場合もあるのだ。それゆえ、家出は行方不明の原因となりうる行為ではあるが、しかしそれは、かならずしも行方不明という現象に帰結するとは限らない。このように、「現象としての行方不明」という捉え方は、行方不明の定義が有する相対性とも矛盾はしない。

ただし、行方不明の原因が、先述したような多くのカテゴリーによって区別されるのに対して、行方不明という現象それ自体には種別が存在しないのは、不自然であるかもしれない。たとえば、行方不明であっても、災害や事故に巻き込まれたことがほぼ確定的であるような行方不明と、それ以外の、原因に不確定性がともなう行方不明とでは、残された者による経験の仕方もかなり異

なることが想定されるからである。このような感覚は、行方不明を本人の意思の有無によって分類した根拠の一つでもあったいえるだろう。ところで、日本語では後者は、かつては「蒸発」として、そして現在では「失踪」として呼称されてきた。よって、特に災害や事故、戦争に巻き込まれたことが明らかではない「行方不明」に対して、「失踪 (disappearance)」のような概念を付与して区別することは、学術的にも少なからず意味があると思われる。この場合の「失踪」も、行方不明が現象であるのと同様に、何らかの行為を指すものではなく、災害や事故、戦争以外の原因によって生じる「現象」であるという点に、留意しておきたい。

5 おわりに

本稿では、国内外の行方不明の研究の論点を整理することで、行方不明の概念が研究上いかに用いられてきたのかを見てきた。そのうえで、従来の研究に対して整合的であるような、行方不明と関連概念との区別の方法を検討した。

その過程で明らかになった点の一つは、海外における行方不明研究の学際性であった。検討した3点のテキストでは、非常に広範な学術的視座を関連付ける鍵としての役割を、missing person の概念は果たしていたともいえるだろう。この点を踏まえると、日本語の「行方不明」の概念にも、そのような機能が潜在している可能性がある。実際に、3-1 で見たように、日本国内でもすでに行方不明に関する多分野の研究が存在しており、今後、それらが協業する学際的な研究が行われる可能性がある。本稿に意義が存在するとしたら、それは、「行方不明」の問題に関する分野横断的なコミュニケーションが行われる際に、無用な混乱の防止に寄与できるという点にこそ求められるだろう。

註

- 1) 最も分かりやすい一例を挙げておくと、同書の表紙カバーの折り込み部分には、「毎年、10万人近くの日本人が搜索されずに消えている」と書かれている。そして、それは「蒸発」として知られているという。たしかに、警察庁生活安全局生活安全企画課（2017）の「行方不明者の状況」資料の集計によれば、現在でも8万人以上の行方不明者が警察に届け出されており、その意味では上の記述は誤りではないように見える。しかし、同資料には、一年の間に発見される行方不明者の人数も集計されており、毎年8万人前後の行方不明者の所在が確認されていることが分かる。さらに、同資料によれば、2016年中に所在確認された83,865人のうち、73.7%の61,780人が届出受理後1週間以内に発見されている。以上の事実を踏まえると、毎年、10万人近くの日本人が「蒸発」としているという同書の前提は、大袈裟であると言わざるをえない。
- 2) 行方不明を意味する「蒸発」という言葉は、1960年代以降、日本のマスメディアで用いられるようになり、1970年代には既婚女性の「蒸発」を主題とした報道が流行した。しかし、1980年代以降は、マスメディアにおける「蒸発」という言葉の登場頻度は徐々に減少し、それに代わって、「失踪」を主題とした報道も見られなくなっていった。以上の「蒸発」の言説の歴史の詳細については、中森

(2017)を参照のこと。

- 3) 星野自身は、家出を「家族の成員が自己の所属する家族集団から離脱し、一時的あるいは永続的に家族との断絶を生ずる現象」(星野 1973a: 141)として定義している。しかし、本文で挙げた星野の研究を踏まえると、家出という概念によって主に分析されていたのは、家出という(現象ではなく)行為であると捉えた方が自然であるように思われる。
- 4) たとえば星野(1974b)では、家出人が変死した状態で発見されるパターンの一つとして、家出からごく短い期間内に自殺をする経緯が多いことが指摘されている。この場合も、変死に至る過程が家出と自殺という二つの行為によって説明されている。
- 5) 法科学 (forensic science) とは、「物件が犯罪の証拠であることを科学的に証明する学問」(鈴木隆雄 2004: 1)である。鈴木隆雄(2004)によれば、法科学はさらに、法生物学、法化学、法工学、法心理学、法文書、指紋・足痕跡・写真の各分野からなる「犯罪鑑識科学」と、法病理学と法精神医学からなる「法医学」の二つのカテゴリーに大別される。そして、前者の犯罪鑑識科学は、狭義の意味での法科学として扱われることもある。
- 6) 鈴木隆雄(2004: 343)によれば、たとえば一つのひき逃げ事件に関して、(被害者死亡の場合)死亡原因に法医学、車のタイヤ痕の有無に物理・機械工学と写真、タイヤ痕があった場合のスピードの推定に物理・機械工学、被害者の着衣のタイヤ痕跡に写真と画像処理、被害者の着衣に付着の塗膜片・ガラスに化学分析、タイヤ痕と塗膜片・ガラス分析結果から、タイヤの種類、車のメーカーと車種の推定に情報処理技術、というように、様々な領域の鑑定技術者が関わっている。それゆえに、法科学では目的を達成するために、領域を越えて協力することが不可欠になっているのだという。
- 7) このような日本の現状は、あくまでも英米圏のマスメディアによる「表象」であり、実態とは一致しない点も多い。実際の日本の現状については、中森(2017)で詳細に論じた通りである。
- 8) 日本では、失踪宣告がそれに当たる制度である。なお、3-2-4で述べてきた行方不明者の家族の状況は、日本の行方不明者の家族が置かれている状況とも、多くの点で共通している。日本の行方不明者の家族の状況については、中森(2017)を参照のこと。
- 9) 実際に、Christine L. Kiepal et al. (2012)は、行方不明と社会的排除の關係に着目し、カナダにおける行方不明者の属性に対して統計的な分析を行っている。Kiepalらの分析によれば、カナダで行方不明者として報告される人々の中で大きな割合を占めているのは、社会的に弱い立場にある若者、女性、原住民、失業者、ホームレスたちであり、それらの属性を複数有する者の行方不明になるリスクは特に高い傾向にあるという。

文 献

- Carol Hayden, 2017, "Children Missing from Care," Karen S. Greene and Llian Alys eds., *Missing Persons: A Handbook of Research*, Oxford: Routledge, 9-17.
- Congram, Derek ed., 2016, *Missing Persons: Multidisciplinary Perspectives the Disappeared*, Toronto: Canadian Scholars' Press.
- Congram, Derek, 2016, "Missing Persons and Those Who Seek Them: Questions of Perspective and Place," Derek Congram ed., *Missing Persons: Multidisciplinary Perspectives the Disappeared*, Toronto: Canadian Scholars' Press, 1-10.
- Evison, Martin P., Edna S. M. Iwamura, Marco A. Guimarães, and Damian Schofield, 2016, "Forensic Facial Reconstruction and Its Contribution to Identification in Missing Person Cases," Stephen J. Morewitz and Caroline S. Colls Eds., *Handbook of Missing Persons*, Springer International Publishing Switzerland, 427-41.

- Greene, Karen S. and Llian Alys eds., 2017, *Missing Persons : A Handbook of Research*, Oxford: Routledge.
- Holmes, Lucy, 2016, "Missing Someone: Exploring the Experiences of Family Members," Stephen J. Morewitz and Caroline S. Colls Eds., *Handbook of Missing Persons*, Springer International Publishing Switzerland, 105-26.
- , 2017, "Intentionality and Missing Adults," Karen S. Greene and Llian Alys eds., *Missing Persons: A Handbook of Research*, Oxford: Routledge, 71-78.
- 星野周弘、1973a、「家出」岩井弘融編『社会学講座 16 社会病理学』東京大学出版会、141-54。
- 、1973b、「蒸発」岩井弘融編『社会学講座 16 社会病理学』東京大学出版会、155-64。
- 、1973c、「家出人の家族の特性」『科学警察研究所報告 防犯少年編』14(2): 135-44。
- 、1973d、「成人の家出と犯罪・被害・変死との関係についての研究」『科学警察研究所報告 防犯少年編』14(2): 145-54。
- 保坂亨、2013、「『行方不明』の子どもたち」『子どもの虹情報研修センター紀要』11: 1-13。
- 黄嘉倫、2016、「SOS ネットワークと高齢者見守り活動の違い — 認知症の行方不明者を捜索する地域サポートのあり方」『コミュニティ福祉学研究科紀要』14: 27-36。
- 飯島好三、1974、「災害者における死者・行方不明者に対する捜索活動上の問題点」『警察学論集』27(10): 126-137。
- Iwamura, Edna S. M., Marco A. Guimarães, and Martin P. Evison, 2016, "DNA Methods to Identify Missing Persons," Stephen J. Morewitz and Caroline S. Colls Eds., *Handbook of Missing Persons*, Springer International Publishing Switzerland, 337-52.
- 警察庁生活安全局生活安全企画課、2017、「平成 28 年中における行方不明者の状況」、警察庁ホームページ、(2017 年 10 月 31 日取得、<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/fumei/H28yukuehumeisyu.pdf>)。
- Kiepal, Christine L., Peter J. Carrington and Myrna Dawson, 2012, "Missing Persons and Social Exclusion," *Canadian Journal of Sociology*, 37(2): 137-68.
- 菊地和則・伊集院陸雄・栗田主一・鈴木隆雄、2017a、「認知症の徘徊による行方不明死亡者の死亡パターンに関する研究」『日本老年医学会雑誌』53(4): 363-373。
- 、2016b、「認知症の徘徊による行方不明者の実態調査」『老年精神医学雑誌』27(3): 323-32。
- 鬼頭宏、1986、「迷子と行方不明 — 18 世紀京都の人口現象」『人口学研究』9: 49-57。
- 国家公安委員会、2009、「行方不明者発見活動に関する規則」、電子政府の総合窓口 e-Gov、(2017 年 10 月 31 日取得、http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=421M60400000013&openerCode=1)。
- Léna Mauger et Stéphane Remael, 2014, *Les évaporés du Japon*, Les arènes. (=2016, Brian Phalen, trans., *The Vanished: The "Evaporated People" of Japan in Stories and Photographs*, Skyhorse Pub Co Inc.)
- 丸山里美、2013、『女性ホームレスとして生きる — 貧困と排除の社会学』世界思想社。
- Mladina, Vedrana, 2016, "Psychosocial Aspects of Interviewing and Self-Care for Practitioners," Derek Congram ed., *Missing Persons: Multidisciplinary Perspectives the Disappeared*, Toronto: Canadian Scholars' Press, 171-183.
- Morewitz, Stephen J., and Caroline S. Colls Eds., 2016, *Handbook of Missing Persons*, Springer International Publishing Switzerland.
- Morewitz, Stephen J., and Caroline S. Colls, 2016, "Missing Persons: An introduction," Stephen J. Morewitz and Caroline S. Colls Eds., *Handbook of Missing Persons*, Springer International Publishing Switzerland, 1-5.
- Morewitz, Stephen J., 2016, "Conduct Problems Among Runaway and Homeless Teens," Stephen J. Morewitz

- and Caroline S. Colls Eds., *Handbook of Missing Persons*, Springer International Publishing Switzerland, 63-75.
- 中森弘樹、2017、『失踪の社会学』慶應義塾大学出版会。
- Patricia Hynes, 2017, “Missing Adults: Asylum Seekers and Human Trafficking,” Karen S. Greene and Llian Alys eds., *Missing Persons: A Handbook of Research*, Oxford: Routledge, 101-110.
- 難波正樹、2010、「『行方不明者発見活動に関する規則』の制定について」『警察学論集』63(3): 68-85。
- 瀬藤乃理子・黒川雅代子・石井千賀子・中島聡美、2015、「東日本大震災における『あいまいな喪失』への支援——行方不明者家族への支援の手がかり」『トラウマティック・ストレス』13(1): 69-77。
- Schaffner, Laurie, 1999, *Teenage Runaways: Broken Hearts and “Bad Attitudes,”* New York London: Routledge Taylor & Francis Group.
- Sharp-Jeffs, Nicola, 2017a, “Hidden Links? Going Missing as an Indicator of Child Sexual Exploitation,” Karen S. Greene and Llian Alys eds., *Missing Persons: A Handbook of Research*, Oxford: Routledge, 18-27.
- , 2017b, “To Honour and Obey? Forced Marriage, Honour Based Violence and Going,” Karen S. Greene and Llian Alys eds., *Missing Persons: A Handbook of Research*, Oxford: Routledge, 111-22.
- 園田潤・渡邊学・米澤千夏・佐藤源之、2013、「東日本大震災の行方不明者捜索における地中レーダの適用」『電子情報通信学会技術研究報告』113(339): 13-18。
- 鈴木隆雄、2004、「日本における犯罪鑑識科学の現状」『日本社会学会誌』67(4): 339-344。
- 鈴木敏彦、2015、「歯科情報に基づく大規模災害時の個人識別」『日本補綴歯科学会誌』7(2): 129-34。
- Thompson, Sanna J., Stephanie Begun, and Kimberly Bender, 2016, “Pregnancy and Parenting Among Runaway and Homeless Young Women,” Stephen J. Morewitz and Caroline S. Colls Eds., *Handbook of Missing Persons*, Springer International Publishing Switzerland, 77-91.
- Towell, Holly, 2017, “Presumption of Death and Guardianship,” Karen S. Greene and Llian Alys eds., *Missing Persons: A Handbook of Research*, Oxford: Routledge, 225-33.
- Vanin, Stefano, 2016, “Advances in Forensic Entomology in Missing Persons Investigations,” Stephen J. Morewitz and Caroline S. Colls Eds., *Handbook of Missing Persons*, Springer International Publishing Switzerland, 309-17.
- 渡辺芳、2010、『自立の呪縛——ホームレス支援の社会学』新泉社。
- Whitbeck, les B. and Dan R. Hoyt, 1999, *Nowhere to Grow: Homeless and Runaway Adolescents and Their Families*, New York: Aldine de Gruyter.
- 山手茂・細井洋子、1993、『研究報告書・第14集「家出」に関する研究』東洋大学社会学研究所。
- 横瀬利枝子、2015、「徘徊による行方不明を経験した家族の苦闘——若年性認知症者を介護する配偶者の語りから」『生命倫理』25(1): 113-122。
- 米川茂信、1978、「家出・蒸発」大橋薫・望月嵩・宝月誠編『社会病理学入門』学文社、99-111。
- Youle, Jo and Helen Alves, 2017, “The Emotional Impact on Families when a Loved One Goes Missing,” Karen S. Greene and Llian Alys eds., *Missing Persons: A Handbook of Research*, Oxford: Routledge, 215-24.